

# 新たな浸水想定に対応したハザードマップ・避難計画策定

## 平成27年 水防法の一部改正

近年、各地で大水害が発生していることを受け、想定最大規模の浸水想定が規定

第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

第14条の3 都道府県知事は、第13条の3の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

## 大阪府

想定最大規模の浸水想定区域図の作成

作成時期(予定含む)

令和元年11月	西除川、東除川 洪水浸水想定区域図
令和2年中	高潮浸水想定区域図
	石津川 洪水浸水想定区域図

## 堺市

住民、滞在者等に周知し、円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達方法、避難場所・避難経路、浸水想定区域内の施設の整理等を行い、ハザードマップ・避難計画を策定する。